



福岡医発第 920 号 (地)

令和 6 年 6 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

医療法人の経営情報の報告の遵守について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

改正医療法の施行により、医療法人は、令和 5 年 8 月以降に終了した決算期から、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに収益及び費用等の情報を、会計年度終了後 3 ヶ月以内（外部監査対象の医療法人は 4 ヶ月以内）に都道府県知事に報告することとされており、このことについては、令和 5 年 8 月 23 日付福岡医発第 1329 号（地）等にてご連絡しておりました。

今般、標記の件について、別添のとおり日本医師会より周知依頼がありました。

本件は、本報告制度において、職種別給与及びその人数と損益計算書の科目の一部については任意で報告する項目とされ、それ以外の項目（損益計算書の収益及び費用のうち一部を除く項目）については、報告は義務となっておりますが、医療法人からの報告の遅延等が発生していることから、医療法人に対して、期限までに報告の提出をすること、及び任意項目についても可能な範囲で協力いただくことについて依頼するものです。

特に任意項目とされている職種別給与等については、財政制度等審議会の「我が国の財政運営の進むべき方向」（令和 6 年 5 月 21 日）において、「匿名であること、国民への説明責任の観点を踏まえれば、職種別の給与・人数の提出の義務化が必要である」と記載されるなど、義務化を求める強い意見もあり、日本医師会におかれましては、多くの医療機関の協力を得るためにも、まずは任意で報告いただき、状況を把握したうえで慎重に対応していくことが必要と主張されているところです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員医療法人への周知方よろしくお願いいたします。

なお、報告様式等については、下記 URL に掲載されておりますことを申し添えます。

記

○福岡県HP

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-keieijouhouhoukoku.html>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 484 号（医経）

令和 6 年 6 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

医療法人の経営情報の報告の遵守について

医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度については、令和 5 年 8 月 9 日付文書（日医発第 877 号）、令和 5 年 10 月 6 日付文書（日医発第 1240 号）、令和 6 年 1 月 12 日付文書（日医発第 1799 号）等でご案内しているところです。

改正医療法の施行により、医療法人は、令和 5 年 8 月以降に終了した決算期から、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに収益及び費用等の情報を、会計年度終了後 3 ヶ月以内（外部監査対象の医療法人は 4 ヶ月以内）に都道府県知事に報告しなければならないこととされております。

本報告制度においては、職種別給与及びその人数と損益計算書の科目の一部については任意で報告する項目とされています。一方、それ以外の項目（損益計算書の収益及び費用のうち一部を除く項目）については、報告は義務となっています。

特に任意項目とされている職種別給与等については、財政制度等審議会の「我が国の財政運営の進むべき方向」（令和 6 年 5 月 21 日）において、「匿名であること、国民への説明責任の観点を踏まえれば、職種別の給与・人数の提出の義務化が必要である」と記載されるなど、義務化を求める強い意見もありますが、本会は、多くの医療機関のご協力を得るためにも、まずは任意で報告いただき、状況を把握したうえで慎重に対応していくことが必要と主張しているところです。

しかし、令和 6 年 1 月 12 日付文書（日医発第 1799 号）でもお知らせした通り、医療法人からの報告の遅延等が発生しています。

つきましては、各医療法人には期限までに報告の提出をお願いします。その際、職種別給与等の項目につきましても、任意であることを前提に、可能な範囲で是非ともご協力をお願いいたします。貴会におかれましても管下の医療法人への本件の周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

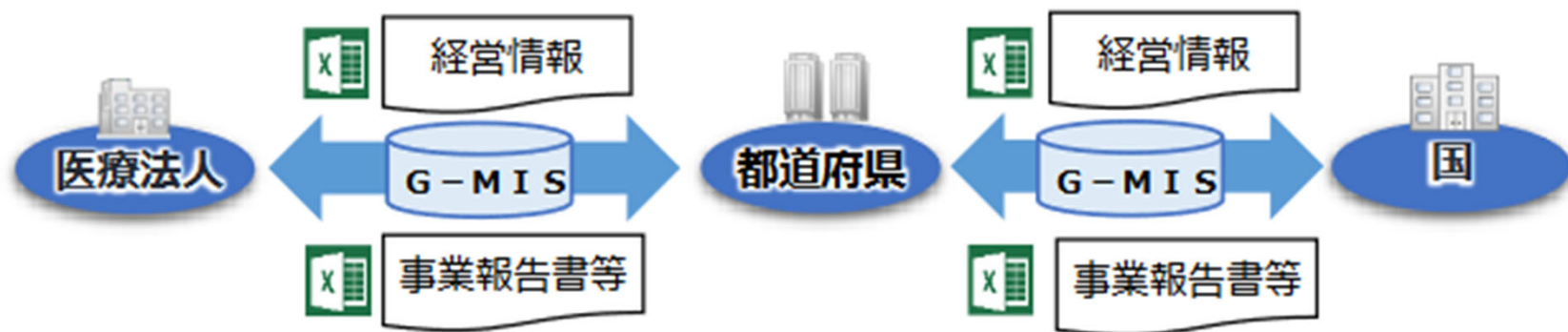
◆本報告制度に関する様式等は厚生労働省の以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

医療法人の経営情報等の報告について

「医療法人の経営情報のデータベース」制度の概要

- 医療法人は、これまでの事業報告書等（法人単位）とは別に、令和5年8月以降に決算期を迎えた法人から、毎年、会計年度終了後、原則3カ月以内に都道府県へ、病院・診療所ごと（施設単位）の経営情報を報告することになっています。

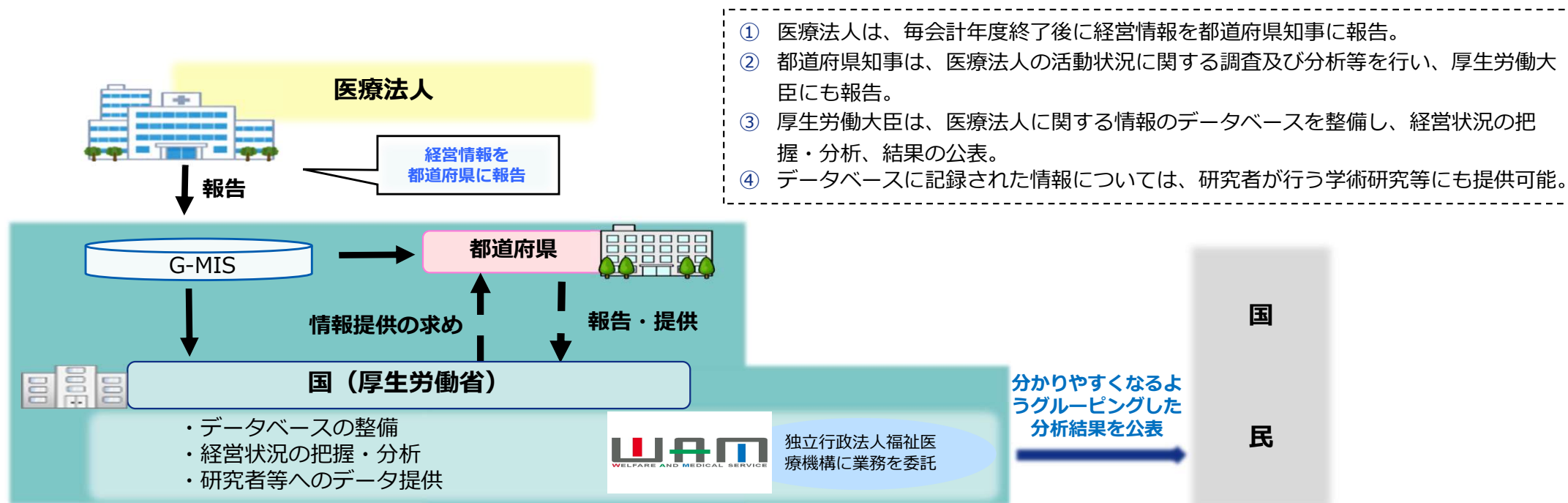


医療法人の経営情報の調査及び分析等

- 医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、**①医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③データベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**
【施行日：①及び②は令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院及び診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
〔収集する内容は省令以下で規定〕 ※病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、データの活用に当たっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
- その他：研究者等が公益目的の研究を行う場合には、社会保障審議会での審査を経てデータベースに収載された情報を提供できる（第三者提供制度）※詳細は、施行までの間に検討



医療法人における現行の事業報告書等と新たな経営情報データベースについて

平成18
年医療
法改正
～

現行の事業報告書等の届出事項（法人ごと）

- 事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表
- 損益計算書（**法人全体の事業収益・費用等のみ**） ○関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類
- その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類（閲覧対象外）

全法人届出義務

都道府県における医療法人の適正運営の監督・指導を目的

新たな経営情報データベースの報告事項（病院・診療所ごと）

- 医業収益**（**入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益**）
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- 材料費**（**医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費**）
- 給与費**（**役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費**）
- 委託費**（**給食委託費**）
- 設備関係費**（**減価償却費、機器賃借料**） ○**研究研修費**
- 経費**（**水道光熱費**）
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- 控除対象外消費税等負担額**
- 本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- 医業利益（又は医業損失）**
- 医業外収益**（**受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益**）
- 医業外費用**（**支払利息**）
- 経常利益（又は経常損失）**
- 臨時収益、○臨時費用**
- 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）**
- 法人税、住民税及び事業税負担額**
- 当期純利益（又は当期純損失）**
- 職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数**（病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用）

赤文字の科目は、病院・診療所とも必須
緑文字の科目・職種は、病院・診療所とも任意
青文字の科目は、病院は必須・診療所は任意

<職 種> 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員）

令和5
年医療
法改正
～
(令和5
年8月
施行)

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築
これにより以下のような政策活用を見込む
・国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
・効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策検討
・経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
・医療従事者等の処遇適正化に向けた検討
・医療経済実態調査の補完

従来の事業報告書等

損益計算書(収益及び費用)様式例

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)			(単位：千円)	
科 目		金 額		
I 事業損益				
A 本来業務事業損益				
1 事業収益			×××	
2 事業費用				
(1)事業費		×××		
(2)本部費		×××	×××	
本来業務事業利益			×××	
B 附帯業務事業損益				
1 事業収益			×××	
2 事業費用			×××	
附帯業務事業利益			×××	
C 収益業務事業損益				
1 事業収益			×××	
2 事業費用			×××	
収益業務事業利益			×××	
事業利益			×××	
II 事業外収益				
受取利息		×××		
その他の事業外収益		×××	×××	
III 事業外費用				
支払利息		×××		
その他の事業外費用		×××	×××	
経常利益			×××	
IV 特別利益				
固定資産売却益		×××		
その他の特別利益		×××	×××	
V 特別損失				
固定資産売却損		×××		
その他の特別損失		×××	×××	
税引前当期純利益			×××	
法人税・住民税及び事業税		×××		
法人税等調整額		×××	×××	
当期純利益			×××	

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001130491.pdf>

新たな経営情報の報告

損益計算書(収益及び費用)様式例

期間 (自 至)		Ver. 2.1	
事業の経理方式		主たる診療科	
科 目		金 額	備 考
01 医療収益			
01-01 入院診療収益			
01-01-1 保険診療収益(患者負担含む)			任意記載
01-01-2 公費等診療収益			任意記載
01-01-3 室料差額収益			任意記載
01-01-4 その他の診療収益		0	計算式あり
01-02 外来診療収益			
01-02-1 保険診療収益(患者負担含む)			任意記載
01-02-2 公費等診療収益			任意記載
01-02-3 その他の診療収益		0	計算式あり
01-03 その他の医療収益		0	計算式あり
01-03-1 うち保健予防活動収益			任意記載
01-03-2 うち運営費補助金収益			
02 医療費用			
02-01 材料費			
02-01-1 医薬品費			任意記載
02-01-2 診療材料費、医療消耗器具備品費			任意記載
02-01-3 給食用材料費			任意記載
02-02 給与費			
02-02-1 (うち消費税課税対象費用)			
02-02-2 役員報酬			任意記載
02-02-3 給料			任意記載
02-02-4 賞与			任意記載
02-02-5 賞与引当金繰入額			任意記載
02-02-6 退職給付費用			任意記載
02-02-7 法定福利費			任意記載

職種別給与等 様式例(任意記載)

「何の職位等」等の者		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合		②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合	
職 種		給 与 総 額		給 与 総 額	
		給料と賞与を区分できる場合	給料と賞与を区分できない場合	給料と賞与を区分できる場合	給料と賞与を区分できない場合
		給 料	賞 与	給 料	賞 与
		人 数 (人)		人 数 (人)	
01	医師※				
02	歯科医師※				
03	薬剤師※				
04	看護職員	0	0	0	0
04-01	保健師				
04-02	助産師※				
04-03	看護師※				
04-04	准看護師※				
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html